

人口問題研究所
研究資料第九三号

昭和二九年二月二〇日

社會階級別育児費調查報告

厚生省・人口問題研究所

はしとき

本報告は昭和三十六年度に東京都内の公務員及び平賀屋下の近隣農村について行われた社会階級別育児費調査の結果及び郷村結果の報告書で、野川鴎一校長の責任担当による。

昭和三十九年三月二〇日

人口問題研究所

この資料は当研究所が昭和二六年度の育児費調査として、昭和二六年一月に都内公務員並びに千葉県東葛飾郡葛勢村の職家古帯に就き家計簿様式によつて行つた調査の結果である。結果表の解析に入る前に一応本調査の対象並びに方法に就いて簡単に述べて置く事にする。

1. 調査対象について

今回の調査の一つの目的は、都市生活者と農家古帯に施けた育児費支出の差違に就いて比較してみる事があつた。勿論都市生活者と畜つても肉体勞働者、駆農、商人、職人、運送等様々の階級があり、一方農家古帯と云つても地域的差違内容的には色々の型が併存する訳であるが、今回は一応都市におけるトランジとして都内公務員の公務員の古帯、近郊農村の二つとして葛勢村の職家古帯を取る事にした。尙我よりは舗道維持として賦、荷物荷帶に就いては、夫婦及び一五才未満の子供の古帯の数を採用し、慈母の被の數も該の数を採用する。職家の娘子古帯を加える事にした。勿論環状の古帯の内には寄る者以外の家族同僚の古帯が要く併せてあるものもあるが、育児費の研究の参考になるのは夫婦と子供のみの古帯に就ける家計内訳があり、子供の増加は伴う家計支拂の變化、及び育児費の變化を想るためにも、断然に條件を固めず各古帯を並んで方方が好都合なのでこの様な調査古帯を限定しなのである。

既、尚建物村農業者帯の場合には特に階級別の比較が出来ないので、一應階級を五段未満、一町未満未満、一町五段以上との区つに区分し、之等三階層の内からそれそれ前述の條件に該する農家を抽出し、其の内の中間層の者があるが、その村の農家は一般は家族構成が複雑で各種規模の農家から一町五段の中國層の者へ横並のべ、特に一町五段以上の農家ばかりで、其の農業収入が過半が園地である。

在公務員、主及未滿年満戸、この内五戸は販賣主がサヨリーマンであり、輸出貿易農家の性格が強いので特に他と區別して外勤販賣として一括して、尚五戸以上の農家についでは、斯^レる性質の農家が存在をなかつた。一戸五戸未満九戸、一戸五戸以上へがとある。本郷田中戸の二戸皆^レ平均耕地面積は村平均の一町七畝七分六尺四寸と算めしく耕種になつてアツな事を附記して置く。尚公務員の販賣はつゞては、その販売状況及び家族員数より見て一般公務員の生活水準を若干上回つてあるので時折以かと思われる。

2. 調査方法について

調査方法は、前述の通り母帶^レに依託して取り扱り、或は一ヶ月一ヶ月毎の現金並^レに物産の販賣を貢入して販賣へ詰^レ精^レに立^レ才未満の子供は販賣へ外貿物販賣、その子供が繁盛^レ（一本未満）の場合は^レ、未就學（六才未満）の場合は^レ、小学校卒業（十三才未満）の場合は^レ、新制中等（十五才未満）の場合には^レ、と階級して販賣^レ等舉^レして後農家計核算の核算結果は、該等の等級等の處に提出した販用率表してある。

賦^レ物産支出の記入は複数^レで、農家販賣は販賣が多かつたので、農家販賣の場合はこれを省略^レし、公務員販賣のみ当該販賣の内は現金支出は換算して譲り入れた。従^レて農家販賣の家計核算は現金支出額分についたのみの計算であることを注意して置く。

尚家計核算の算計方法は複数^レであるが、將來販賣の範囲を擴り方舞に擴れば何處かある様に付記する。

工、都市公務員販賣の販用率

第一表 公務員の経済的状況別に人当たり絶賛

	乳 育 費 1才未滿	幼 師 費 1~3才未滿	膳 食 費 4~6才未滿	生 活 費 10~15才未滿
儀 設	3,000.00	216.81		
牛 乳 費	961.22	193.33	200.00	
商 食 費	2,220.00	361.77	163.51	537.00
被服費及び其他の品代	166.67	23.33	42.50	
旅 費	2,282.89	46.67	10.00	
保 健 衛 生 費	156.00	24.00	4.00	70.00
医 療 費	344.00	52.00	10.00	
教 育 費			331.81	515.00
其の他(小遣と倅金)	82.33	11.64	3.00	300.00
総 費	2,482.11	428.45	116.81	1,000.00
例 數	少 例	26 例	少 例	1 例

公務員四の世帯中の齢年三四十に於ける一五才未滿の子供五九名に就き、我々所謂経済状況が子供の成長に伴ひ如何に變化するかを、児童へ一才未滿、幼少者未滿、生徒へ二二才へ一五才未滿へ以降年々少々一才に分けて累計した結果が第一表である。

之に依ると子供の成長に伴う牛乳代、医療費、保健衛生費の遞減、教育費、その他の費へは子供の小遣いの増加の傾向が見らる。尚食費については、生徒の五三七円は一例故之を除外すれば、学令前の幼稚が最も高く、入学と共に稍減少するのではいかと思はれる。尚食費、被服費廻費については、食費は大人との共同分が除外されたり、被服費廻費は疎持分の計算が含まれてい無いので、之等の数値大からは判断出来ない。尚之等の絶賛額は總額に就いて想るど窮る年

命の低く、一方が支出の多く第二段階に該する。

並い、三才の被服は特徴子供の被り支出した費用に照らすもののみであり、大人との共同分担をうながす所から、内閣兌換相当分が多く連れ込んでゐる。それ故に以下の基本的支出として開示金額

光熱什器費、住居費を補計に加へて加之、便に之を兌換相換と思做した結果が表二表である。

表二表 総合タリード第一人月の鶴育費

飲 食 物 費	被服費	教育費	住居費	光熱費	水道費	電 費
食 費	1,320.3.22	2,422.00				
被 服	(1,225.00)	(361.92)	2,93.03	1,66.64		
教 育	963.17	361.92	(1,464.03)	(1,494.25)		
住 居	(1,464.03)	(1,583.24)	1,481.31	59.13	-2,02.24	2,242.00
光 熱	(1,494.25)	(302.62)	1,876.25	1,076.25	30.82	1,292.00
水 道	235.978	55.703			125.42	(1,254.50)
電 費	(1,320.30)	(224.80)	(1,842.00)	(324.00)	(29.00)	(1,254.50)

（注）此は鶴科学研究所で配給を半額とする研究（「鶴大園舎等鶴類保護委員会」）に於ける児童の最低生活費。尚ほ、其生活費は毎年令制の区分が更に譲りへ計算されて居る。其間分類も我々のとは若干異なるものもあるが、我々の鶴舎と比較出来る様に上表の様に改算した。それ故若干のものは恐れながら然大抵の能頃は可能であると思う。尚ほ、最低生活費とは、鶴舎に依れば、健強な生活出来る大きなく文化的で最も最低限度の生活を維持する馬に必要な費用を意味する。

註二、費目別総育児費支出の算定方法を簡単に説明する。食費、光熱費の場合には、之等の個人別支出が毎年令グラード別に必需熱量に正比例するものと假定し、食費総額へ後出の大表の一般生活費中の主食及び副食費十純育児費中の食費牛乳代(光熱費へ什器費を含む)の額をば毎年令グラード別に必需熱量の割合(表六〇〇カロリー)、光熱費(什器費を含む)の額をば毎年令グラード別に必需熱量の割合(表六〇〇カロリー)、妻(三〇〇カロリー)、中学徒(二四五〇カロリー)、小学四年生(二〇〇カロリー)、小学一年生(一七〇〇カロリー)、田舎(一六〇一三七〇カロリー)、市街(一五〇一七三〇カロリー)に配分した結果の數値をとつた。

「尚乳児に就いては斯く、而後定に基く算定では四八一ニニ円となつたが、之へは我々の調査結果乳児の食費十牛乳代(一三〇三・三三円)と余りに背離するので現実を尊重して一三〇三・三三円と訂正した。」

住居費は住宅研究で用ひられる成人率に依り一二才以下は〇・五、一二才以上は一・〇と算出し、住宅費総額を配分した結果である。

次に参考として之を労働科学研究所が『児童の生活費』に於て算出していく児童の最低生活費の月割支出(括弧内の数値参照)と比べて見を。勿論我々の調査は一ヶ月一ヶ月のものであり、生活費中の手持品の消耗分等も計算されていながら、この最低生活費算定の基礎になつたもの物価水準が大体昭和二六年中頃で且その後一ヶ月の物価水準に余り変動がないことを考慮すれば仕事と、我々の調査した公務員両者の育児費は大体二の最低生活費線を維持していると見てよいであらう。

N、子母別育児費

扶養子供数の増加に伴ひ育児費は如何に變化するか?

(2)

沖三表 公務員官帶の子女数別一人当たり純育児費

	一子官帶	二子官帶	三子官帶	平均
食 費	119.35	165.61	146	83.78
牛 乳 代	613.65	261.67	53.63	213.90
商 食 代	556.35	356.97	270.92	316.11
被服身廻品代	655.00	754.45	274.17	530.42
玩 具 代	82.12	81.95	42.46	66.49
保健衛生費	48.06	63.87	63.29	73.49
医 働 費	220.00	41.97	33.50	107.09
教 育 費	78.29	77.06	265.04	137.02
そ の 他	83.31	91.72	87.08	82.78
總 額	1,524.53	1,455.27	1,078.55	1,073.08
例 數	14	14	24	59

以上に於ては年令別の純育児費及び総育児費の変化を明らかにし、之等グループ別支出の最低基準との比較をも試みたのであるが、併し之等の育児費支出を一家族当たりの子女数別に見た場合はどうなるであらうか？

沖三表の子女数別一人当たり純育児費を見ると、勿論この場合、前の年令グループ別の考察に於ても明らかとな如く、子供の年令別に育児費の支出構造も支出額も異つて居り、而も子女数別の区分の内には様々の年令の子供が異なる割合で含まれてゐる訳であるから、上の體比較する訳には行かないものであるが、子供数の増加につれて純育児費の額は低下し、特に三子官帶の純育児費が一人当たり一〇九八、五五円と年令グループ別の額低一四二二円を創つてゐる所から見て子供数の増加に依つて純育児費の低下する事が大体推測される。

そこでこの傾向を確かめる一つの操作として、前の年令グループ別一人当たり平均純育児費を仮に毎年年令グループ別一人当たりの標準支出と見、この標準支出を子女数別に於

外傳表 公務員世帯に於ける子供別純育児費の標準支
出額の標準支出換算額に対する割合

	A実支 出額	子供人当り 実支 出額	員標準支 出額	成供人當り 標準支 出額	A 比
一 子供帶	38637.00	2272.47	31640.86	1861.46	122.10%
二 "	344114.00	1873.5	30438.97	1872.2	112.00
三 "	26365.00	1078	27518.12	1846	46.92%

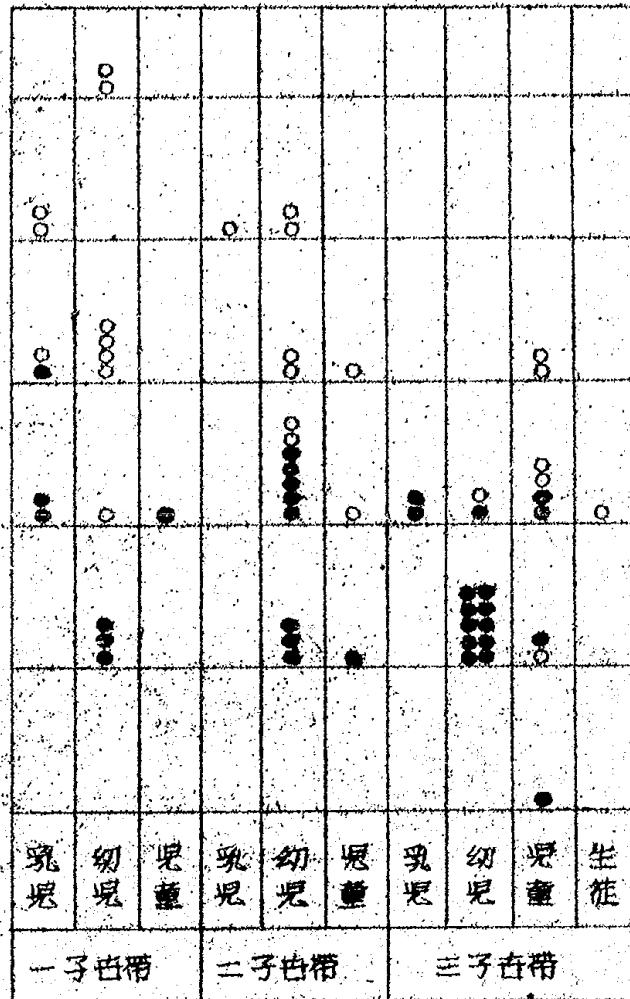
母令ナルト別の子供数に掛け合はる事に依つて、子女数別世帯の純育児費の標準支出の標準支
出額、それの実際の純育児費額と出額は必ず右下比を計算して見た。註（オ四表）
註、この算出の仕方を要本的に説明すると、例えば「子供帶は一七、従つて一七人の子供が居り
之等の子供は就りた實際に支出された純育児費が三八六三三〇〇円となる。所で之等一七人の
子供の年金、グループ別区分すると、乳児も、幼児10、児童1、となるので、化に各年令サ
ループ別の一一人当たり純育児費を掛け合はれ、たゞ二一ハル、二一十一〇×一七〇四、五十一メー
リセイセイ二一六四のハダが標準支出額となる算である。

之を取ると「子供帶で純育児費の標準支出の一三三%、二子供帶では一
二%、と共に平均を超えて居るが、三子供帶になると六六%と急激に低下
していく。勿論此等は純育児費額に対する計算ではあるのであるが、之
は後つてもとも、三子供帶の純育児費支出は恐らく若の労働科学研究所の環
境生活費を遙かに下回るものと思へ固運ひ在し。

尚以上の様な子供数の増加は他の一人当たり純育児費の倍率は、後の分布
表（オ五表）に於ても明らかである。勿論一人当たりの支出はこの表の様
に難易度あり、上位の年齢も甚だしげのうがあるが、子供数の多くなるにつ
れて年め標準支給額が少くなる事及び低齢者層の割合が大きくなる事は、子
供数の增加に伴う家計費の簡便化に於ける育児費の正確の傾向を或程表す
してしまふ事は疑ひかろうか。家計の総合が先づ他の一人当たり平均純育児
費以下の支出額の子供数を、一子供帶に於ては一七人中七人、二子供帶す
は二八人中九人、三子供帶は三十二人中八人を割りて算り、倘に三子

子供の数が平均以下になつてゐる事が注目されねばならぬ。

第5表 一人当たり絶育児費額の分布



註 ○印は各年令 group 別の平均絶育児費に等しいか又はそれ以上の支出をしてゐる場合。●印は group 別平均絶育児費以下の支出をしてゐる場合。

(ア) 以上のごとく育児費支出は家計全体の内に於ける他の一般生活費支出と如何なる関係にあり、両者を含めた家計費金額の内どれ文の割合を占めてゐるであろうか。それらの分析に入る前に先づ之等

II、公務員世帯の育児費の家計費との関係

1、公務員世帯の家計費

第6表 公務員世帯の子女数別家計費

公務員世帯に於ける一般生活費及び家計費について若干検討してみよう。

			無子世帯	一子世帯	二子世帯	三子世帯	平均		
家計費	実支出	飲食費	米穀類 小麦粉パン類 外食 小計	1107.30 220.00 18.00 1345.30	1267.52 150.93 72.47 2090.92	1537.17 935.44 52.22 2531.61	2116.21 1195.07 115.00 3453.28	1476.71 809.68 86.56 2363.95	
		副食費	蔬菜類 魚介類 肉卵乳類 その他 油脂調味料 小計	639.90 492.30 584.60 18.80 359.40	1844.17 544.20 1944.63 146.67 561.23	980.23 727.37 1444.44 147.33 630.33	1471.77 1051.43 944.43 182.14 749.71	945.58 681.47 782.00 144.31 626.00	
		嗜好品費	菸草 酒 小計	308.00 553.80	348.67 598.37	153.33 434.67	267.14 628.00	278.33 557.01	278.33
		生活費	煙草 酒 小計	361.80	101.52 1648.56	153.33 715.78	267.14 1129.43	278.33 576.15	278.33
		販賣費	住居費 家具竹器 小計	933.80 409.00	521.57 200.00	517.33 540.33	7181.81 327.14	6524.41 426.33	6524.41
		出費	光熱費 被服費 保健衛生費 図書娛樂費 交通通信費 信通費 交際費 雑費 純育児費 合計	621.90 746.19 546.40 655.90 674.00 10.80 785.10 520.10 12270.50	845.80 428.45 384.13 555.57 496.00 36.53 551.93 303.60 12605.74	975.11 971.50 482.87 791.50 763.00 92.78 457.11 965.89 11195.13	992.14 961.57 343.49 802.43 659.00 232.43 436.71 902.00 18910.60	875.43 951.16 428.44 676.47 615.00 87.61 538.28 615.60 14386.17	875.43 951.16 428.44 676.47 615.00 87.61 538.28 615.60 14386.17
		実支出	貯金 保健料 賃貸價返還 租税その他の諸負擔 翌月への繰越 合計	20.00 47.00 343.00 163.20 3037.64 3615.84	610.52 173.13 280.00 1.33 2417.64 3490.92	666.87 197.22 1294.44 89.22 2771.95 3836.72	971.86 355.86 4285.7 3340.07 4277.36 4277.36	1119.01 121.61 280.00 46.22 2776.25 3792.19	1119.01 121.61 280.00 46.22 2776.25 3792.19
				合計	15896.34	16096.71	21031.85	23182.96	18613.36

註、実支出の内純育児費が特に子供の方の支出であり、一般生活費が、それ以外の親及び子供の共同支出分である。

(1)

オク表 公務員古帯の一人当たり費目別家計帳(純音児費分も該当費目に配分)

	無子古帶	一子古帶	二子古帶	三子古帶	平均
主 食 費	1345.30	2090.92	2561.61	3153.28	2863.95
副 食 費	2145.00	3561.10	4084.26	44774.36	3700.64
嗜 好 品 費	861.80	1385.21	1427.72	1942.18	1442.41
A、食料費総額	4352.10	7037.23	8075.79	10169.82	7518.00
住 宿 費	1341.80	871.87	1407.66	1103.43	1116.14
光 熱 費	621.90	845.80	975.11	972.14	845.48
被 服 費	2461.90	1083.45	2480.55	1784.07	1733.54
雜 費	3492.80	2787.64	4256.22	4861.14	3643.01
B、実支出総額	12275.80	12605.79	17195.13	18910.60	14886.17
A/B(インゲル系数)	35.5	55.8	47.0	53.8	50.5

オク表 公務員古帯の消費単位当たり費目別家計帳

	無子古帶	一子古帶	二子古帶	三子古帶	平均
主 食 費 副 食 費 嗜 好 品 費 食 料 費 総 額	708.05 1128.75 453.58 2290.58	925.19 1575.71 612.92 3115.82	933.53 1488.43 521.03 2942.97	1011.51 1398.47 568.87 2778.37	930.83 1456.44 566.76 2754.03
住 宿 費 光 熱 費 被 服 費 雜 費	706.21 327.32 1295.74 1898.32	385.75 374.25 479.40 1224.62	519.00 355.36 703.77 1561.10	323.21 290.61 522.57 1423.88	438.56 344.00 681.16 1431.44
実 支 出 総 額 実 支 出 外 支 出 総 生 活 費	6458.32 304.32 6762.47	5577.87 474.90 6052.77	6276.44 380.75 6657.19	5539.14 258.43 5797.57	5849.19 375.58 6224.77
消費 単 位	1.9	2.26	2.74	3.41	2.55

カウ表 公務費占帶の一や当たり平均收入構成

		無子占帶	一子占帶	二字占帶	三子占帶	平均
勤 労 收 入	本業收入	10707.67	12154.00	14515.22	17575.75	13.4444.18
	副業收入	1483.33	402.04	1110.00	1529.33	1059.38
	勤務	1415.67		719.00		419.13
	内職		67.65	155.56	87.50	81.25
A、勤務收入總額		13606.67	12604.59	17299.78	18492.63	15003.94
勤 労 外 收 入	財産その他に依る		712.76	538.89	37.50	431.68
	被現金		70.59	182.33		71.25
	贈物品		96.47	233.33	418.89	187.75
B、勤労外收入總額						
A+B実收入總額		13606.67	13484.41	18255.33	18949.02	15694.62
實 收 入	前月よりの繰越	693.00	1378.96	1145.19	2592.81	1474.71
	財金引出	1147.67	764.71	1631.33	187.50	701.55
	財産売却	53.33	4.71			10.00
	借入金	366.67	444.12		1281.25	500.00
その他の					172.38	344.8
総收入		15886.34	16096.91	21031.85	23182.96	18618.36
消費単位		1.9	2.3	2.7	3.4	2.5

オハ表は純育児費を除く子供数別の一般生活費について費目別に集計した結果であり、更にオハ表に於ては純育児費をも之等の費目別に分類して一般生活費との合計に依り、一括算り並びに消費単位当たりの家計支出を算出した。

勿論我々の調査の様に例数も少く、従つて偶然的な支出の小れが大きく影響する場合は、之等の表から何らかの規則性を推定する事は専々困難であり危険であるが、まずオハ表に於ける一般生活費の内、手持の消費分を明らかにあり且偶然的な支出の割合が比較的少ない飲食物費に就いて見ると、飲食費總額は勿論家庭數の増加に伴い過増しているが、この内でも主食費の増加傾向が副食費よりも強く、しかも副食費に於ては随伴の最も高い蔬菜類調味料の増加傾向が最も高く、既介類、肉卵乳類の順に増加率は減少する。之等の結果は子供数の増加に伴う家計費圧迫の増大が飲食費の場合ほど様な傾向にしわ寄せされ行くかを示すものであろう。尚主食費支出に於て注目されるのは、子供数の増加と共にパン食が増え米麦費の割合が相対的に減少する事であるが、これは子供の消費分が其割合として一般生活費の内に含まれてゐる所と想はれる。

所で以上の様な子供数の増加に伴う主食費に対する副食費支出の相對的減少と並の傾向は、オハ表に於ても表りむ。尚飲食費の内嗜好品費につけては子供費の増加に伴ひ必ずしも減少せず寧ろ余り表らない事は注目される。(特にオハ表)

尚以上の飲食物費以外の項目に就いて簡単に触れて置くと、光熱費に於ては子供数の増加に伴う規則的な過増が見られるが、住居費、被服費、雜費につけてはかかる規則性は見られない。

最後に一般生活費及び育児費を含む総生活費を見ると、勿論一子当たり支出は子供数が多く程支出は増大しているが、之を消費単位に見ると、無子世帯と三子世帯では殆ど一〇〇円近く(無子世帯を一〇〇とする)の差が生ずる。尚一子と二子に於てニ子の方が消費単位当たり

オ10表 育児費が総生活費中に於て占める割合(その1)

	A、一戸当たり 総生活費	B、一戸当たり 純育児費	$\frac{B}{A}$
一子世帯	13679.27	2353.88	17.21%
二子世帯	18239.70	3998.21	21.92%
三子世帯	19792.87	3320.65	16.78%

第10表のは、二子世帯が三子世帯に比べて若干所得水準が高かつた事(オ9表)に依るもので、同じ所得水準の場合には当然二子世帯で少くなるものと考えられる。

2、育児費と総生活費との関係

まず純育児費の総生活費に対する割合では二子が最も高く、三子世帯が最も低くなるが、

(その2)

	A、一戸当たり 総生活費	B、 育児費 総額	$\frac{B}{A}$	子供の一戸当たり平均 消費単位 一戸当たり平均 消費単位
一子世帯	13679.27	2685.10	19.63%	15.93%
二子世帯	18239.70	5618.63	30.80	30.76
三子世帯	19792.87	8996.41	45.35	44.35

育児費総額を取つて見た場合には子供数の増加に伴い増大する(オ10表)。併しその割合は消費単位より見た場合、子供の生活費が総生活費に於て占むべき割合の増加と略々同じである。

併し乍ら、之が三子世帯に就いては子供数の増加は一般生活費に対する圧迫にはなり得ないと言ふことを意味するものでない事は先にも見た様に三子世帯に於ける一般生活費の切りつめ(特に飲食費に於ける副食費部分に明らかに見られた様な)及び育児費の遞減傾向とを考慮せよ、寧ろ断る。

比率以上を子供の養育に支出する事が不可能である程に一般生活費部分の支出の切りつめが行われている結果、子供数の増加の家計費に対する圧迫が、他の支出部門と同じ比率に

於ける育児費部分の遞減によつてカバーやれた事に依るものと見ねせむ。

三、富樂村農家母帶の育児費

1. 田令カループ別育児費

表12表 富樂村農家母帶の年令カループ別一人当たり純育児費

	食費	牛乳代	面食代	被服雑用品代	玩具代	保健衛生費	医療費	教育費	その他	総育児費
男(12)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
女(13)	—	244.67	—	116.67	10.00	—	59.00	—	—	472.34
平均(13)	—	144.800	—	70.0	4.00	—	24.40	—	—	235.40
男(17)	2.00	—	182.59	510.29	15.59	—	—	—	—	712.23
女(19)	4.07	—	172.55	454.86	3.62	—	—	—	—	655.79
平均(66)	5.89	—	176.26	475.35	8.04	—	—	—	—	629.24
男(19)	10.21	—	47.00	630.63	114.21	57.9	—	122.47	20.77	921.10
女(14)	2.86	—	53.21	930.36	0.71	2.14	—	114.79	47.14	115.621
平均(33)	7.09	—	49.64	757.79	77.58	6.36	—	119.21	31.97	1049.54
男(3)	—	—	46.67	106.167	160.02	16.60	—	536.67	3333	1855.01
女(5)	—	—	10.00	1187.50	—	—	—	152.50	43.33	1398.33
平均(9)	—	—	22.22	1145.56	53.33	5.56	—	283.67	40.00	1550.56

富樂村の有子母帶は六回就くても公務員のそれと比較する意味で年令カループ別の純育児費を算出

して見た。(オ一二表)この表を見て特徴的ることは、公務員官帶の場合には寧ろ年令の低ぶる
一ノ程支出額が高かつたのであるが、富勢村の場合には育児費の主な支出が被服費・道具に集中され居り、之が年令の大
きくなると共に増加している事へこの場合被服費が公務員官帶のそれよりも、金体の平均で上廻つ
て居り、特に児童以上が高くなつてゐるが、半持満部分が計算に入つてないのべ、この儘では比
較はできない。之は寧ろ二の調査の例数が少ない事と、一ヶ月一ヶ月の而も主として現金支出のみ
しか取れぬか、たゞ算出よりする偶然的結果であろう。然る調査表をみて被服關係の支出は殆ど
学生服、オーバーオート等の新調であり、之を以て生活必需費以上の支出と見做す事は勿論であります。
オニは公務員官帶の場合底年令層の支出で時に大なる比率を占めてゐる牛乳代、医療費、保健衛生
費等が、之等の場合迄思ひ得られない事に依ると想はれる。

次に之等農家官帶に於ける被服費の支出構成を見ると、被服費、教育費等の必開費用の割合が
非常に高く、次に副食費が幼児官帶に於て若干の比重を占めてゐる他は、殆ど支出と云うに足る支
の支出を示してゐない。

尚富勢村に於ては割合に多くの被服費を得たので、性別の育児費を取つて見たが、之に依ると一般
は女子の場合は被服費與官帶の比較的多い事が窺取される。

2. 子女数別育児費

男子に依る貧困化の問題は恐らく農村の場合に於り明瞭に現はれるがあつてと云う見込みで、一人
当の純齢児童及び子女数別の純育児費総額の年令グループ別の平均支出への換算額に対する比率を
ば算出し(オ一二、一四表)、算出方法は公務員官帶の場合と同じく更にそれを階層別に区分して
計算して見た。(オ一五、一六表)

(14)

オ13表 畠勢村農家吉帶の子女数別一人当たり経費実費

	一子吉帶	二子吉帶	三子吉帶	四子以上吉帶	平均
食 賞	10.60	15.22	内	6.77	9.43
牛乳代		5.56		20.65	7.76
間食代	204.80	111.28	124.54	59.52	104.61
被服鞋履品代	188.00	586.25	545.23	192.06	616.38
玩具代	49.00	141.11	15.51	1.61	36.99
保健衛生費	24.00	9.45	6.15	3.23	8.77
医療費			7.62		3.19
教育費	22.00	135.67	47.36	73.68	73.86
その他の	4.00	60.56	12.51	21.28	24.19
総額	502.40	1063.80	758.72	934.81	879.38
吉帶数	5	9	13	7	8.4

註 四子以上吉帶は、四子5、五子1、六子1である。

オ14表 畠勢村農家吉帶の子女数別経費実支出額の標準支出換算額に対する割合

	A. 実支出 総額	子供一人当たり 実支出額	B. 標準支出 換算額	子供一人当たり 標準支出額	A B
一 子	2512.00	502 円	3766.60	753.32	66.7%
二 子	1915.2	1064	18265.60	1014.75	104.9
三 子	2960.1	987	31541.16	805.74	93.8
四子以上	3053.5	935	30212.80	974.61	101.1

(18).

オ15表 富勢村農家世帯の階層別にみた子供数別の人当り純育児費額

	外勤世帯	五反未満	一町五反未満	一町五反以上
一 子	(1) 840.00	(3) 409.00	円	(1) 445.00
二 子		(2) 170.30	(2) 550.00	(6) 1592.11
三 子	(7) 821.89	(5) 492.87	(9) 1144.67	(4) 1373.75
四子以上		(7) 835.00	(18) 831.05	(9) 821.22

註：()内は例数

オ16表 富勢村農家世帯の階層別にみた子女数別純育児費実支出総額の標準
支出換算額に対する割合

	外勤世帯	五反未満	一町五反未満	一町五反以上
一 子	123.67%	50.95%	%	65.51%
二 子		88.22	63.63	157.67
三 子	114.09	65.05	142.60	129.30
四子以上		80.48	90.41	171.78

之等の表にみられる様に富勢村の場合には子供数の増加に伴う一人当り純育児費の遞減といふ傾向は見られず、寧ろ一子の場合が最も低く、二子が最も高くなっているが、三、四子に於て必ずしも遞減の傾向を示さない。

次に育児費を農家階層別にみる事にしよう。先づ一人当り純育児費をその総額から見ると、五反未満が最も低く、外勤世帯、一町五反未満、一町五反以上と順次高くなつており、五反未満と一町五反以上では倍以上の開きが認められる。(オーナー表)

そして一町五反以上層では被服朝食代等に於て他に比べて比較的多くの支出が認められる事は二の階層の相対的余裕を示すものと云えよう。

(19)

第17表 富勢村農家世帯の階層別一人当たり純育児費

	外勤世帯	五反未満	一町五反未満	一町五反以上
食費	4.57	4.57	4.24	7.41
牛乳代		2.70	22.07	
間食代	153.70	83.77	104.66	120.59
被服身廻品代	634.50	441.46	637.90	864.41
玩具代	3.50	2.51	2.41	177.65
保健衛生費	22.00	2.70	6.55	4.12
医療費		8.03		
教育費	3.00	17.70	51.28	123.65
その他の	2.00	29.73	15.30	37.65
総額	823.70	659.37	769.01	1340.48
例数	10	37	29	17

第18表 富勢村農家世帯の階層別純育児費総額の標準支出換算額に対する割合

	A、実支出 総額	子供一人当たり 実支出額	B、標準支出 換算額	子供一人当たり 標準支出額	A B
外勤世帯	8237.00	824	6371.12	637	129.7%
五反未満	24497.00	657	31378.96	847	78.0
一町五反未満	26361.00	909	25489.56	879	103.4
一町五反以上	22788.00	1340	17995.56	1059	126.6

だが之は公務員の育児費の額でも述べた様に、支出を異にする様々の年令の子供が之等の層には異なる割合で混入してゐる說であるから単純に比較するのは誤りなので、公務員の場合と同じく各年令グループ別の平均支出額を基礎にして各階層の純育児費をば年令グループ別に分布に応じて算出し、その実支出に対する比率を算出して見ると。(表一へ表) 外勤者層が一三〇%と平均を三割超えて最も多くあり、次いで一町五反未満層の一三六%、一町五反未満層の一〇三%の順で、五反未満層は最も悪く平均の八割(七八%)を支出していくに過ぎない。そして之は、外勤者層が一般稼業よりも消費水準が上であり、又農家の場合賃層が上になる程生活の余裕も生ずるが故に(後の家計費の階層別の項参照)純育児費の支出も増大するものと見てよしであろう。そして特に外勤者層が間食費、保健衛生費等の文化性の反映しやい費用の支出が多く、後の家計支出に於ても認められた様に、都市的生活に一步近づいている事が注目される。

IV 豊勢村農家世帯に於ける育児費の家計費との関係

1. 家計費

オ一九、二〇表は子女数別の結果表であるが、之等の表を見て眼につくのは、各階層別支出の傾向が甚だランダムである事、又子供数の増加は伴う実支出の増加も規則性を持たず、時に純育児費を除いた一般生活費を思ふと三子以上では、二子世帯の大割合に逆転下している事へ勿論農業収入が主な收入である農家は於ては、収入の増加が家族の膨張に伴はず、家族員数の増加につれて生活水準が低下する傾向は都市の勤労者層より以上は差はないかと思はれるが、それにしても斯様の過激な低下は、それ丈では説明し切れぬものがある。(表二) 等であるが、之等は主に次に擧げた階層別家計費支出に於て見られる階層的な一端を五反未満の最下層と一町五反以上の最高層を比較

(二)

オ17表 富勢村農家世帯に於ける子女数別の一戸当たり家計費(その1)

	無子世帯	一子世帯	二子世帯	三子世帯	四子以上世帯	平均
主食費	200.00	1328.60	785.28	330.00	325.57	557.28
副食費	1086.00	1104.00	1731.87	955.99	968.14	1179.89
嗜好品費	806.40	580.00	1163.67	1174.07	935.85	1044.30
食糧費総額	2072.40	3312.50	3680.84	2486.06	2277.56	2791.47
住居費	442.00	636.60	240.00	285.90	52.86	332.86
光熱費	513.80	631.20	772.33	562.43	371.27	544.19
衣料費	1327.80	2300.60	1781.57	2846.52	4531.78	3635.59
雜費	1534.40	1259.00	2904.22	856.22	1925.60	1834.88
実支出総額	5745.60	8240.00	9379.28	7021.11	9138.57	8073.57
実支出外支出	20.00	50.00		32.23	28.58	23.24
総家計費	5765.60	8240.00	9379.28	7063.34	9167.15	8099.81

オ20表

(その2)

	一子世帯		二子世帯		三子世帯		四子世帯	
	一般生活費	純育児費	一般生活費	純育児費	一般生活費	純育児費	一般生活費	純育児費
主食費	1328.60		785.28		330.00		325.57	
副食費	1093.40	1060	1674.34	37.55	955.99		844.91	121.43
嗜好品費	675.20	204.08	941.11	222.56	820.45	373.62	672.14	263.71
食糧費総額	3097.20	215.40	3420.73	260.11	2106.44	373.62	1842.42	385.14
住居費	636.00		240.00		285.90		8286	
光熱費	631.20		772.33		562.43		371.27	
被服費	3112.60	186.00	608.00	1173.87	1210.82	1635.68	1023.57	3507.71
雜費	1260.00	92.00	2210.57	673.55	589.37	266.85	1451.02	468.58
実支出総額	7137.60	502.40	7251.73	2127.55	4754.76	2276.15	4777.14	1161.43

すみると、一戸当たり平均総支出に於て
 四〇七円の消費單位当たり実支出に於て
 六二〇九円、一二
 四五九円、と略々
 二倍の開きを持つ
 て居りヘオニ一表
 家計支出の構造か
 ら見ても後述の如
 く非常に異なつて
 るに依るものが
 あろう。
 即ちこの子供数
 別の区分の内には
 家計支出の水準と
 性格を異にする諸
 が混入してゐるが
 踏留に属するもの

カ21表 富翁村農家古帶の階層別家計費(一戸当たり)

		外勤古帶	五反未満	一町五反未満	一町五反以上	平均	
家 計	主食費	米穀類 小麦粉パニ頓 外小計	1137.00 50.00 1215.00	646.81 75.00 76.00 76.53		468.58 431.6 28.54	
	副食費	蔬菜類 魚介類 肉卵乳類 油脂調味料	435.00 381.20 264.40 447.20	1298.9 274.00 15.56 555.00	140.60 238.75 1.67 645.63	171.67 561.47 1.67 440.50	180.22 927.51 18.16 622.08
	飲食費	小計 嗜好品費 生活費	1334.80 茶葉子その他 酒 煙 川	974.45 161.00 36.00 356.00 777.00	1025.98 210.00 144.38 464.38 710.22	1675.51 282.50 420.83 328.37 818.76	1144.97 166.83 215.70 405.11 794.84
	物販費	計	9326.80	3446.20	1728.37	2735.17	2700.09
	住居費	住宅費 住家具什器	440.00 48.60	113.87 61.67	140.75 36.88	256.67 85.00	267.78 45.08
	光被費	衣服費 健保費 衛生費 図書費	2746.00 2946.00 2946.00 103.00	588.06 406.56 406.56 15694	551.00 1244.00 1244.00 271.13	322.00 1850.83 1850.83 91.67	341.67 544.17 1165.76 104.38
	交通費	通信用費 通信費	322.00 17.00	75.9		810.00	183.51
	父祖費	際費 育兒費 総台賃	258.00 95.9.00 2061.75	449.44 275.00 1626.17	236.25 216.88 3295.14	1414.17 1091.67 3255.41	581.03 439.41 2044.58
	貯蓄	金料 健計	30.00 20.00	12.18 12.78	12.50 25.00	16.67 16.67	14.50 8.68 23.24
	合計		10516.75	6209.34	8285.65	12406.59	8079.81

改定、斯株を費目別
の不規則性が生じ、又編支出額につれて
多く、三四子の支出が
が低くなるのは、我々が便宜的に区分し
た四階層の内、比較的に消費水準の高い
外勤古帶と一町五反
以上の上層農家の子弟が割合に少く、
混入し。之に反し比較的に消費水準の低い
五反未満層及び一
町五反未満層農家の子弟が割合に多く、
三四子層により多く混入している結果で

オ22表 富勃村農家古帶の階級別一戸当たり家計費
(純育児費分も該当費目に配分)

あると見做され。

	外勤古帶	五戸未満	一戸五戸未満	一戸五戸以上	平均
主 食 費	1215.00	761.53	83.63	2800	557.78
副 食 費	1334.80	972.39	1132.23	1693.51	1179.89
嗜好品費	1161.25	917.95	1198.14	1324.52	1044.30
A 食糧費総額	3711.05	2671.27	3414.00	3046.03	2781.47
住居費	538.60	17.556	438.13	341.67	332.86
光熱費	276.00	58.06	55.00	627.00	544.19
衣料費	4584.75	1495.49	3733.43	3950.07	2425.58
雜 費	1436.85	1266.18	1123.89	4425.13	1834.85
B 実支出総額	10496.75	6156.56	8260.65	12382.92	5076.51
A		25.35	43.11	29.22	24.58
B					34.44

オ23表 富勃村農家古帶の階級別消費単位当たり家計費
(純育児費分も該当費目に配分)

	外勤古帶	五戸未満	一戸五戸未満	一戸五戸以上	平均
主 食 費	450.00	257.19	21.79	10.06	178.52
副 食 費	494.37	335.15	295.04	608.58	378.17
嗜好品費	430.09	309.81	312.22	475.93	334.11
食糧費総額	1374.46	903.15	629.05	1074.51	591.50
住居費	179.48	57.29	114.17	122.77	106.69
光熱費	102.22	19.60	143.58	725.30	174.42
衣料費	1679.54	505.06	977.93	1441.96	844.74
雜 費	531.78	427.62	292.81	159.006	588.10
実支出総額	3887.68	2092.72	2152.60	1452.00	2605.45
実支出外支出	741	432	651	577	745
総生活費	3895.06	2097.04	2159.11	1457.97	2612.90
消費単位	2.7	2.96	3.84	2.78	3.12

(二二六)

次に階層別の家計支出についてみると。先づ一帯当り総生活費に於ては一町五反以上の上層農家
が一二四〇七円と最も多くを支出し、外勤白帯と一町五反未満が之に次ぎ、五反未満の下層農家に
於ては六二〇九円に止つてゐる。斯様な傾向はオニ三表の消費単位当たりの総生活費に於ても同じであ
り五反未満の方が家族員数が多い故に開きは更に大きくなつてゐる。(一町五反以上四四五八円に
対し五反未満二〇九七円)

所で斯様な総生活費に於ける差違は家計支出の質別別構成に於て如何なる相違となつて現れてい
るであろうか。

① 飲食費

主食費に於て外勤白帯及び五反未満層の支出の多いのは、之等の内に配給に依存する白帯が存
在する層であり、外勤白帯の蔬菜類への支出の多いのも若干は現物自給の不可能の故と思われる
(オニ一表)。所で農介類以下の構は原則として購入に依るもののが大部分であるが、之等の支出
額を見ると殆ど何れもが略先の総生活費支出の順位に対応してゐる。たゞ煙草代の場合にはむし
ろ消費水準の低い中、小富農家に多い事又が注目される。

② 被服費

家計費支出に於ける階層差が明瞭に表われるのは、先の副食、嗜好品費についで被服費廻費で
ある。オニ一表でみると最も支出の多いのは外勤白帯であり、次が一町五反以上層、一町五反
未満層、五反未満層と並つてゐる。五反未満の支出は外勤白帯のノックに過ぎない。オニ一表では
子供のための費用は省かれている訳であるが、之を含めたオニ二、三三表のそれを取つてみても傾
向は同じである。消費単位当たりを見た場合(オニ三表)、五反未満は外勤白帯及び一町五反以上
層のノックしか支出していない。勿論之は半耕分の消耗が含まれてはゐないのではあるが、それを

地久也の思ひの如く、お嬢向は駄目が多めな考へでよいがあらう。

（三）研究（研究者と被研究者）

最初の問題は、生活費、生活費、被研究者と無産者の生活の不同点の研究問題と題された場合、被研究者全般と被研究者の性別、被研究者の年齢や性別など、生活水準の差異を確認され易い項目である。次に次第に生活費の細かい内訳が問題となる。第一の二点の子供の問題が起因して、被研究者の細かい内訳が問題となる。次に次第に生活費の細かい内訳が問題となる。第一の二点の子供の問題が起因して、被研究者の細かい内訳が問題となる。次に次第に生活費の細かい内訳が問題となる。第一の二点の子供の問題が起因して、被研究者の細かい内訳が問題となる。次に次第に生活費の細かい内訳が問題となる。第一の二点の子供の問題が起因して、被研究者の細かい内訳が問題となる。次に次第に生活費の細かい内訳が問題となる。第一の二点の子供の問題が起因して、被研究者の細かい内訳が問題となる。次に次第に生活費の細かい内訳が問題となる。第一の二点の子供の問題が起因して、被研究者の細かい内訳が問題となる。次に次第に生活費の細かい内訳が問題となる。第一の二点の子供の問題が起因して、被研究者の細かい内訳が問題となる。次に次第に生活費の細かい内訳が問題となる。第一の二点の子供の問題が起因して、被研究者の細かい内訳が問題となる。

以上は、家庭内での子供の問題が、問題となる。次に次第に生活費の細かい内訳が問題となる。第一の二点の子供の問題が起因して、被研究者の細かい内訳が問題となる。次に次第に生活費の細かい内訳が問題となる。第一の二点の子供の問題が起因して、被研究者の細かい内訳が問題となる。次に次第に生活費の細かい内訳が問題となる。第一の二点の子供の問題が起因して、被研究者の細かい内訳が問題となる。次に次第に生活費の細かい内訳が問題となる。第一の二点の子供の問題が起因して、被研究者の細かい内訳が問題となる。次に次第に生活費の細かい内訳が問題となる。第一の二点の子供の問題が起因して、被研究者の細かい内訳が問題となる。

（四）研究（研究者と被研究者）

被研究者が被研究者の内訳と被研究者の性別、被研究者の年齢、被研究者の性別など、子供の多めな考へでよいあらう。被研究者が被研究者の内訳と被研究者の性別、被研究者の年齢、被研究者の性別など、子供の多めな考へでよいあらう。被研究者が被研究者の内訳と被研究者の性別、被研究者の年齢、被研究者の性別など、子供の多めな考へでよいあらう。被研究者が被研究者の内訳と被研究者の性別、被研究者の年齢、被研究者の性別など、子供の多めな考へでよいあらう。被研究者が被研究者の内訳と被研究者の性別、被研究者の年齢、被研究者の性別など、子供の多めな考へでよいあらう。被研究者が被研究者の内訳と被研究者の性別、被研究者の年齢、被研究者の性別など、子供の多めな考へでよいあらう。被研究者が被研究者の内訳と被研究者の性別、被研究者の年齢、被研究者の性別など、子供の多めな考へでよいあらう。

第24表 純育児費が総生活費内に於て占める割合(その1)

	A. 一戸当たり 総生活費	B. 一戸当たり 純育児費	C. %
一子世帯	1,227,411	502,740	4,07%
二子世帯	1,327,288	212,755	16.0%
三子世帯	1,063,311	228,584	21.3%
四子以上世帯	1,164,155	143,25,720	12.1%

(その2)

	A. 一戸当たり 総生活費	B. 一戸当たり 純育児費	C. %
外勤世帯	1,0516,75	2011,75	19.6%
五反未滿	620,724	1653,14	26.8%
一町五反未滿	8285,65	3307,64	40.4%
一町五反以上	12405,57	3255,41	26.2%

ける一般生活費が、三子世帯で、二子の六割位に點低下している事、實験券を含むせよと、都市生活費に比へて生活水準の低い農業家庭の家計は、然れど、若く既婚者様な結婚公育児費支出が決して基準に沿る事が明らかに認められる。又階層別の表に於て生活水準の低い五反未満、一町五反未満等に於て育児費の占める割合の大きさのは、之等の階層が育児に対する強い関心を持つているが故ではある。

く、之等の階層に要する家賃が要ひととおり都度なされに比べての総生活費の様の狹きが育児費額分率相対的に大きくなることである。

△、相南公務員世帯と關東初職家世帯の育児費及び家計費の比較

尚最後は以上の結果に基き、都市生活費と農家に於ける育児費及び家計費支出の差異について簡単に比較して見る事にする。才三六表についで思ふと一人当たり純育児費の額額に於ては、公務員世帯一六七円に対する農家世帯はその約半分の八十七円しか支出して居らざり、又その費目別の比較に於て

公務員出番と農業出番の
比較

	公務員出番	農業出番
年間代休日数	104.11	104.01
被服制例代休日数	49.0.42	49.0.32
職員代休日数	66.44	66.34
保健衛生代休日数	10.94	10.84
育児休業代休日数	1.23	1.23
年間休業日数	104.99	104.99
被服制例休業日数	49.09	49.09
職員休業日数	66.99	66.99
保健衛生休業日数	1.23	1.23
育児休業休業日数	1.23	1.23

本表は、公務員出番と農業出番の年間代休日数、被服制例代休日数、職員代休日数、保健衛生代休日数、育児休業代休日数、年間休業日数、被服制例休業日数、職員休業日数、保健衛生休業日数、育児休業休業日数を比較するものである。まず、年間代休日数は、公務員出番が104.11日、農業出番が104.01日である。次に、被服制例代休日数は、公務員出番が49.0.42日、農業出番が49.0.32日である。第三に、職員代休日数は、公務員出番が66.44日、農業出番が66.34日である。第四に、保健衛生代休日数は、公務員出番が10.94日、農業出番が10.84日である。第五に、育児休業代休日数は、公務員出番が1.23日、農業出番が1.23日である。第六に、年間休業日数は、公務員出番が104.99日、農業出番が104.99日である。第七に、被服制例休業日数は、公務員出番が49.09日、農業出番が49.09日である。第八に、職員休業日数は、公務員出番が66.99日、農業出番が66.99日である。第九に、保健衛生休業日数は、公務員出番が1.23日、農業出番が1.23日である。第十に、育児休業休業日数は、公務員出番が1.23日、農業出番が1.23日である。

以上、公務員出番と農業出番の年間代休日数、被服制例代休日数、職員代休日数、保健衛生代休日数、育児休業代休日数、年間休業日数、被服制例休業日数、職員休業日数、保健衛生休業日数、育児休業休業日数を比較した結果、公務員出番と農業出番の年間代休日数、被服制例代休日数、職員代休日数、保健衛生代休日数、育児休業代休日数、年間休業日数、被服制例休業日数、職員休業日数、保健衛生休業日数、育児休業休業日数は、公務員出番と農業出番でほとんど同じである。しかし、公務員出番と農業出番の年間代休日数、被服制例代休日数、職員代休日数、保健衛生代休日数、育児休業代休日数、年間休業日数、被服制例休業日数、職員休業日数、保健衛生休業日数、育児休業休業日数は、公務員出番と農業出番でほとんど同じである。しかし、公務員出番と農業出番の年間代休日数、被服制例代休日数、職員代休日数、保健衛生代休日数、育児休業代休日数、年間休業日数、被服制例休業日数、職員休業日数、保健衛生休業日数、育児休業休業日数は、公務員出番と農業出番でほとんど同じである。

(24) オフタ表 公務員自帶と富翁村農家自帶との消費単位当たり家計費の比較(純育児費を該当費目に配分)

	都市公務員	支支出総額に対する各費目支出の割合	富翁村農家	支支出総額に対する各費目支出の割合
主食費	930.83	15.83%	178.62	6.81%
副食費	1456.44	24.90	318.17	14.51
嗜好品費	566.76	9.71	334.71	12.87
食糧費総額	2954.03	50.50	871.50	34.24
住居費	428.56	7.50	106.69	4.08
光熱費	344.00	5.88	174.42	6.69
被服費	681.16	11.65	244.74	9.24
雜費	1431.44	24.47	583.10	22.57
支支出総額	5849.17	100%	2625.45	100%
(一割り)消費単位	2.55		3.12	

事が注目される。住居費及び光熱費に就いては個別ににおける燃料自給分の佔率式の差違及び農家自帶は不明なため、この段への比較は不可能であるが、

次の衣履身廻費を用めると、之に就いては甲の農家自帶の方が多くなっている。

併しそも一ヶ月の現金支出のみであり、年持分が

額定されど、乙の自帶の方への比數は誰かし

いが、忠石郡農家自帶に於ける現金支出額部分全額に於ける現金支出額の割合

から、其つて相当高い額が注目される。(オフタ表一)一割りでは公務員六、四名に對し農家二、四名)。最後の雜費の項目では交際費を除く所で、公務員自帶の方が遙かに多く、都市自帶の消費水準の高さを示している。そして以て色々計算した結果では、一割り家計支出に於ける公務員自帶と農家自帶との比較では、公務員自帶の方が遙かに多く、都市自帶の消費水準の高さを示している。そして以て色々計算した結果では、一割り家計支出に於ける公務員自帶と農家自帶との比較では、

では公務員五八四九円に對し農業二六〇五円と倍以上開いて居り、農業の場合はに食糧及び燃料の額の負担が加わるにしても開墾の弊は明らかであらう。

尚實支出に対する純利潤費支出の割合が高野村の方が寧ろ多くなつてゐるが、之は高野村の方が平均供給額が豊く又総耕地面積の比率が開墾部分を相対的に大きくなつてゐるからである。